

<参考> 健康福祉に関する主な国の施策の動向

1. 社会保障と税の一体改革

- 少子高齢化が進行し、社会保障費が急増する中、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の目的達成をめざす社会保障と税の一体改革が進められています。

平成 24 (2012) 年 8 月に成立した「社会保障改革推進法」に基づき有識者による社会保障制度改革国民会議が設置され、平成 25 (2013) 年 8 月に報告書が取りまとめられました。その報告書等を踏まえて、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして、平成 25 (2013) 年 12 月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 (プログラム法)」が成立しました。

- プログラム法では、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、子ども・子育て支援、医療・介護、公的年金制度の改革について、改革の検討項目や改革の実施時期、法律案の提出時期の目途等が示されました。各分野において、プログラム法の規定等を踏まえ、改革が推進されています。

2. 子ども・子育て支援に関する動き

- 平成 24 (2012) 年 8 月に子育てをめぐる様々な課題の解決に向け、子ども・子育て関連 3 法「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」が成立し、平成 27 (2015) 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

- 新制度では、幼児教育・保育の質・量の充実や、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の改善・普及、小規模保育や家庭的保育 (保育ママ) などの充実、親子同士の交流や相談の場 (地域子育て支援拠点) や放課後児童クラブの充実など、保護者が働いているかいないかにかかわらず、全ての子どもが一緒に幼児教育や保育が受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとされています。

3. 医療・介護サービスの提供体制に関する動き

- プログラム法に基づく措置として、質が高く効率的な医療提供体制や地域包括ケアシステムを構築し、高度急性期から在宅医療・介護サービスまでの一連の医療・介護サービスを一体的・総合的に確保するため、平成 26 (2014) 年 6 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (医療介護総合確保推進法)」が成立し、医療法、介護保険法等の関係法律の改正が行われました。

- 地域包括ケアシステムの構築や地域医療構想の実現を図るため、消費税増収分を活用した「地域医療介護総合確保基金」を各都道府県に設置し、都道府県が作成する計画に基づき各事業を実施することとされています。

4. 障害者施策に関する動き

- 平成 23 (2011) 年 7 月に「障害者基本法」の改正、平成 24 (2012) 年 10 月に「障害者虐待防止法」の施行、平成 25 (2013) 年 4 月には、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されるなど、障害のある人の権利擁護に関する国内法の整備が進められ、平成 26 (2014) 年 1 月に障害者権利条約が締結されました。

- また、平成 25 (2013) 年 4 月には、障害者自立支援法の障害者の範囲の見直しを行う等の改正が行われ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行され、障害者の定義に難病患者等を追加し、障害福祉サービス等が利用できることとなりました。

また、法施行後 3 年（平成 28 (2016) 年 4 月）を目途とした見直しに向けて、社会保障審議会障害者部会において、障害当事者や関係者の意見を伺いながら検討が進められ、平成 27 (2015) 年 12 月に報告書がまとめられました。今後、本報告書に基づき、関係法律の改正や平成 30 (2018) 年度に予定されている障害福祉サービスの次期報酬改定等に向けて、具体的な改正内容について検討を進め、財源を確保しつつその実現を図ることとされています。

5. 認知症施策に関する動き

- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、平成 27 (2015) 年 1 月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が策定されました。

- このプランでは、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、認知症への理解を深めるための普及・啓発や、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供など、7つの柱に沿って施策を総合的に推進していくこととされています。

6. 健康づくりに関する動き

- 少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民がともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、

ライフステージ(乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。)に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、平成24(2012)年7月に第4次国民健康づくり対策として、「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」が発表されました。

- この方針では、新たな健康課題や社会背景を踏まえ、健康の増進に関する基本的な方向性として、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底などが打ち出されています。
- また、平成25(2013)年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析に基づくデータヘルス計画の作成・公表、事業実施、評価等の取組が求められるとともに、市町村国保においても、同様の取組を行うことが推進されました。さらに、平成26(2014)年6月の「日本再興戦略 改訂2014」では、企業による健康投資の促進が図られるよう健康経営^{*4}に取り組む企業を評価する仕組み等のインセンティブの付与が盛り込まれました。企業や保険者が連携して職場における健康増進に取り組むことが求められています。

7. 生活困窮者自立支援制度について

- 社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援(第二のセーフティーネット)を抜本的に強化するために、平成27(2015)年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、「生活困窮者自立支援制度」が創設されました。
- この制度は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含む生活困窮者を対象に、本人がめざす段階に応じた自立を図るため、包括的かつ継続的な相談支援を行う「自立相談支援事業」や、離職により住居を失うおそれのある者等に対し家賃相当額の給付を行う「住居確保給付金」などの各種支援を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげることをめざしています。

*4 健康経営：従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。

8. 新たな福祉サービスのシステムについて

- 家族や地域社会の変容等に伴い、複雑化する支援ニーズへの対応や、人口減少社会における福祉人材の確保と効率的なサービス提供などの課題に対応していくため、平成 27 (2015) 年 9 月に厚生労働省のプロジェクトチームが「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 ―新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン―」を策定しました。
- このビジョンでは、これまで取り組んできた高齢者に対する地域包括ケアシステムや生活困窮者に対する自立支援制度などを着実に進めつつ、こうした支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりをさらに拡大し、多様なニーズを掬い取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築をめざしていく方向性が示されました。今後はこのビジョンをもとに、国において工程表を作成し、横断的な推進体制を構築するなど、総合的に施策が推進される予定です。

9. まち・ひと・しごと創生に関する動き

- 急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成 26 (2014) 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され、同年 12 月、国は、2060 年に 1 億人程度の人口を確保するとした長期ビジョンと総合戦略を閣議決定しました。
- 総合戦略では、今後の政策の方向として、①地方における安定した雇用を創出する、②地方への新しいひとの流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、の 4 つの基本目標を掲げ、地方創生の深化に向けた施策の推進を図ることとしています。主要な施策の一つとして、平成 27 (2015) 年 12 月に有識者会議において、希望する高齢者が健康時から移住し、自立した社会生活を継続的に営めるコミュニティづくりに取り組む「生涯活躍のまち」構想が取りまとめられました。
- 本県においても、国の長期ビジョンと総合戦略を踏まえ、平成 27 (2015) 年 10 月に県の人口の将来展望とその実現に向けた 5 か年の施策を示した「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。